

# 1. 年金生活者支援給付金制度の概要について

---

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乘せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（令和元年度予算）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※<sup>1</sup>以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※<sup>1</sup> 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和元年度は779,300円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

#### (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円※<sup>2</sup> \times 保険料納付済期間（月数） / 480月$$

#### (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

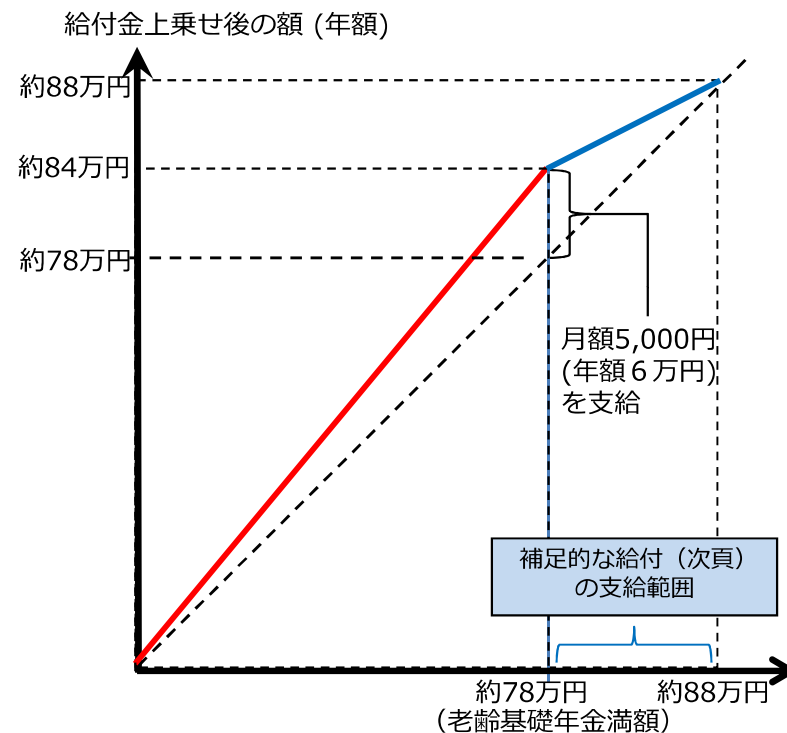
$$= 約10,800円※<sup>3</sup> \times 保険料免除期間（月数） / 480月$$

※<sup>2</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

※<sup>3</sup> 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

### 【対象者数】 約610万人

| 例： | 保険料納付済期間 | 保険料全額免除期間 | 給付金額（月額） | 老齢基礎年金額（月額） | 老齢基礎年金額 + 給付金額（月額） |
|----|----------|-----------|----------|-------------|--------------------|
|    | 480月     | 0月        | 5,000円   | 65,000円     | 70,000円            |
|    | 240月     | 0月        | 2,500円   | 32,500円     | 35,000円            |
|    | 360月     | 120月      | 6,450円   | 56,875円     | 63,325円            |
|    | 240月     | 240月      | 7,900円   | 48,750円     | 56,650円            |



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

## 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円<sup>※4</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※4 令和元年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

【対象者数】 約160万人

## 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得<sup>※5</sup>が、462万1,000円以下<sup>※6</sup>であること

※5 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※6 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円 <sup>※7</sup> （月額） |
| 障害等級1級の者         | …6,250円 <sup>※7</sup> （月額） |

※7 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

## その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）  
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和元年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

## 参照条文（抜粋）

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号） 抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 抄（平成二十四年法律第六十八号） 抄

附 則

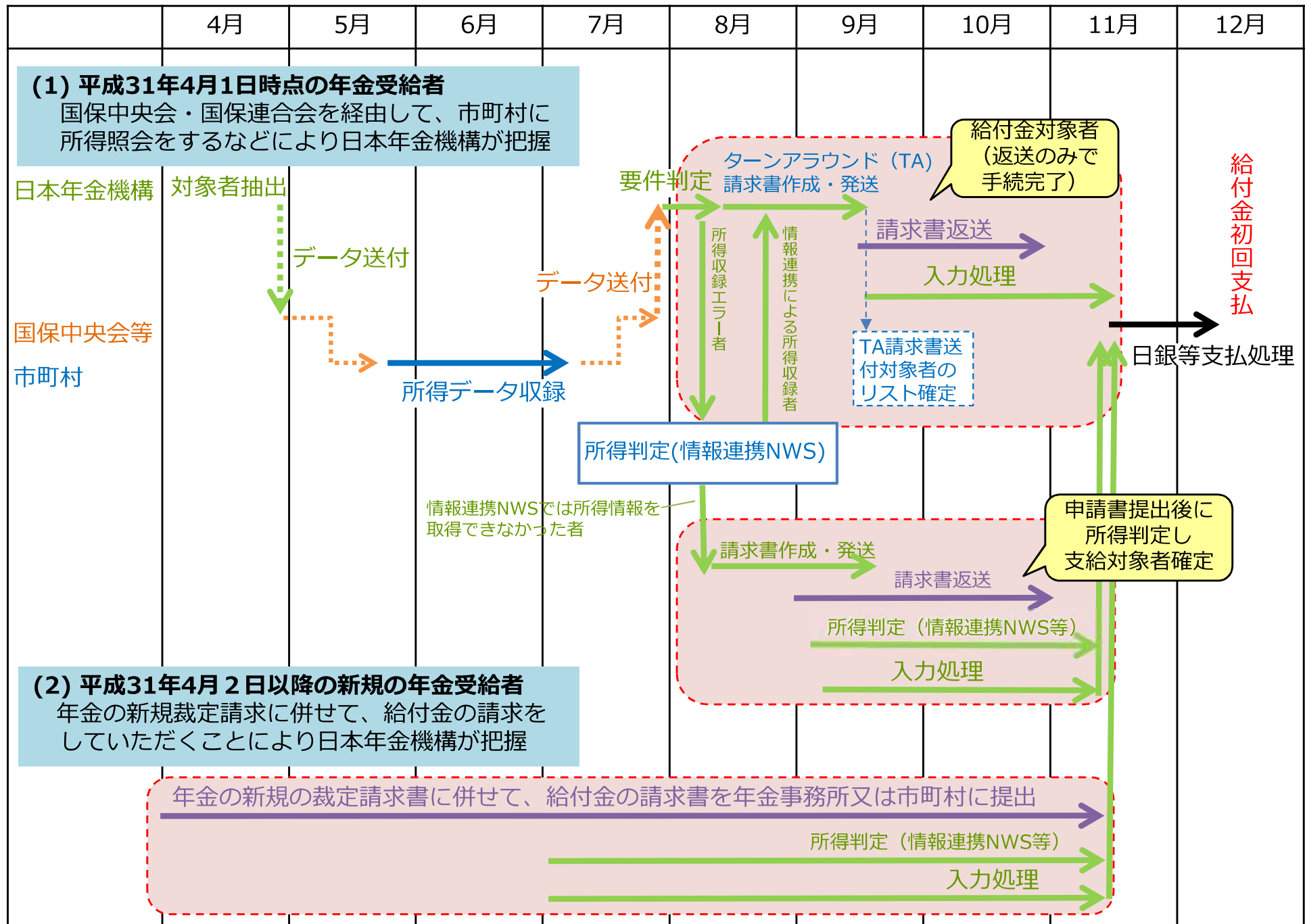
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

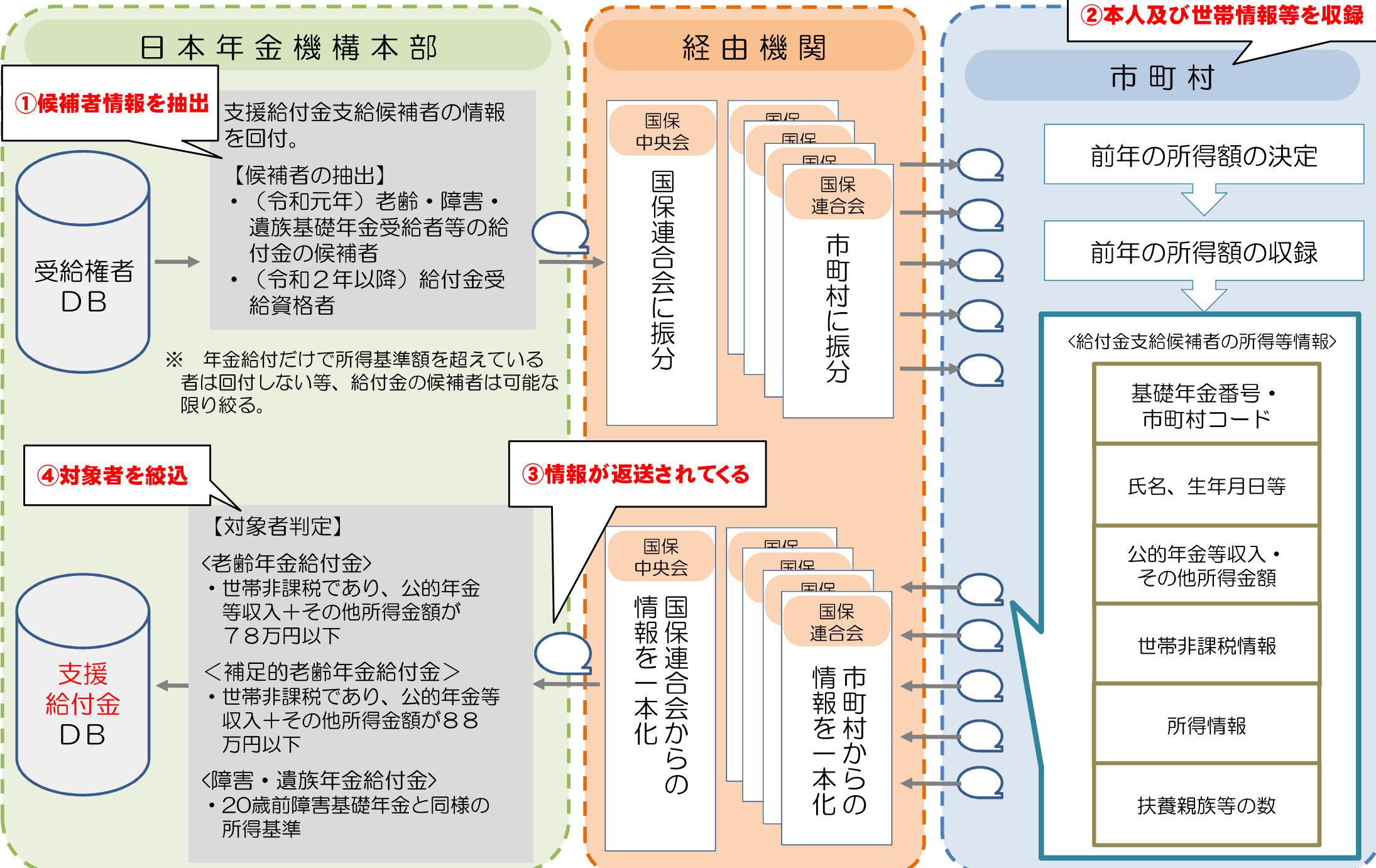
二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成三十一年十月一日

# 全体スケジュール（対象者の把握～支給までの流れ）



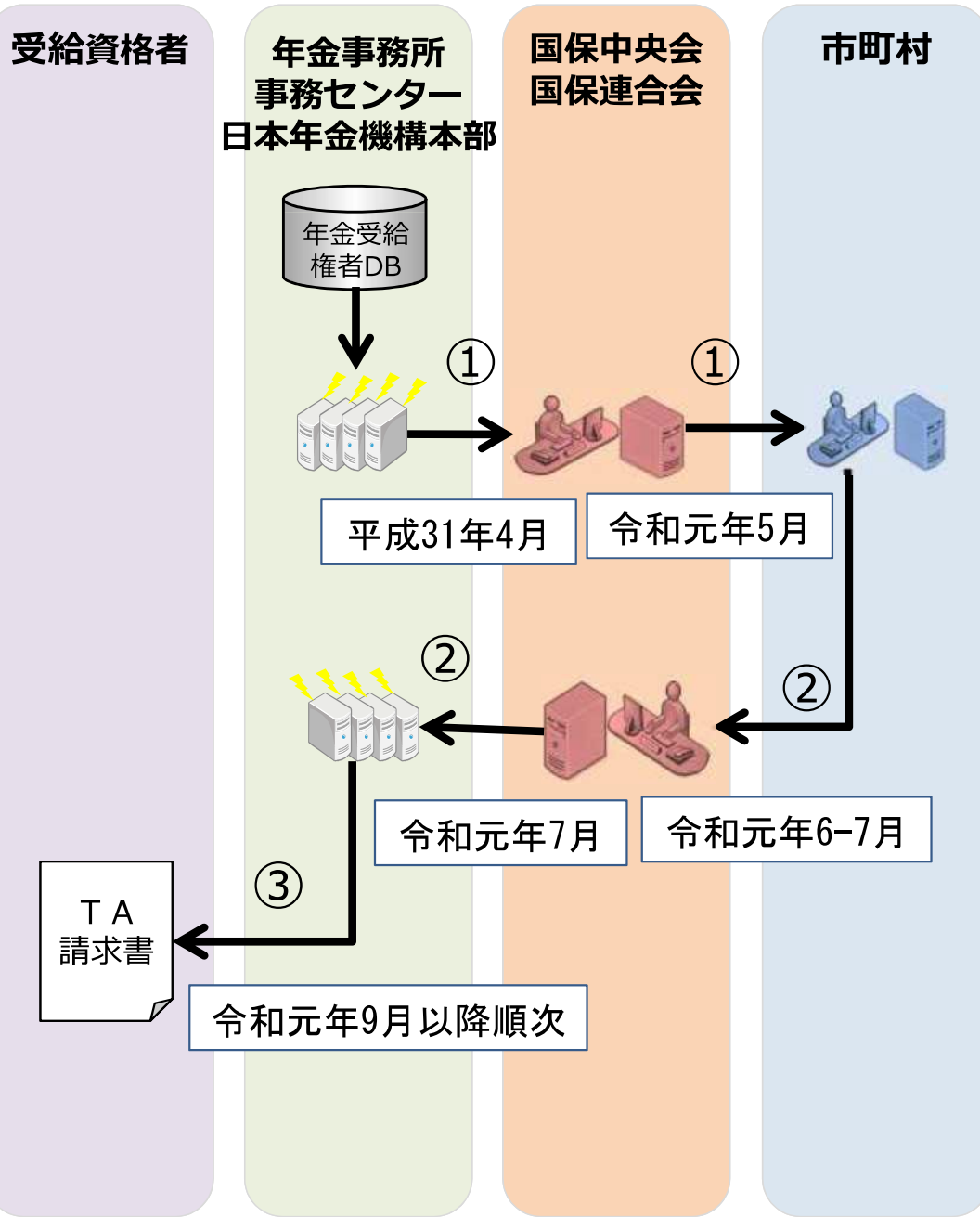
## **2. 所得状況の確認に関する事務処理の概要**

---



※ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律において、市町村が所得情報等を提供するために必要な法整備は措置されている。

# 施行前の事務処理 所得提供フロー① 施行年（平成30年所得情報の取得）



- ① 日本年金機構本部は、対象者の抽出を行い、国保中央会・国保連合会を経由し、市町村へデータを回付する。（令和元年5月）
- ② 市町村は、所得データを作成し、国保連合会・国保中央会を経由し日本年金機構へ回付する。（令和元年6月-7月）
- ③ 日本年金機構は市町村から受けた所得情報に基づいて受給資格者の判定を行い、令和元年9月以降順次、ターンアラウンド請求書（以下「TA請求書」という。）を送付する。

## 【対象者】

老齢（補足的老齢）・障害・遺族基礎年金受給者等の給付金の候補者（支給要件調査対象者）

## 【TA請求書の送付時期】

令和元年9月以降順次

## 【日本年金機構が行う作業】

令和元年5月31日までに、平成31年4月1日時点における支給要件調査対象者について、同日現在において住所を有する市町村に対し、氏名、住所及び基礎年金番号等を通知する。

## 【市町村が行う作業】

国保連合会が令和元年7月31日までの間で指定する日までに、平成31年4月1日時点における支給要件調査対象者及びその世帯員に関する所得情報を、日本年金機構に提供する。

※市町村が行う所得の収録作業は、通知を受けてから概ね3-4週間以内に所得情報を収録することとしていますが国保連合会が指定する日までに所得情報の提供が間に合わない場合には、国保連合会と調整してください。



# 施行後の事務処理 所得提供フロー② 経常時（施行2年目以降）

受給者

年金事務所  
事務センター  
日本年金機構本部

年金受給  
権者DB

国保中央会  
国保連合会

市町村

4-5月

①

①

②

②

7月

6-7月

③

8月

不該当  
通知書

- ① 日本年金機構本部は、対象者の抽出を行い、国保中央会・国保連合会を経由し、市町村へデータを回付する。（毎年5月）
- ② 市町村は、所得データを作成し、国保連合会・国保中央会を経由し日本年金機構へ回付する。（毎年7月）
- ③ 日本年金機構本部は、支給要件に該当するか否かの判定を行い、支給要件に満たない者に対し不該当通知書を送付する。なお、支給要件を満たしている者には通知はしない。（毎年8月）

【対象者】

老齢（補足的老齢）・障害・遺族年金生活者支援給付金の受給資格者

【不該当通知の送付時期】

毎年8月頃

【日本年金機構が行う作業】

毎年5月31日までに、当該年4月1日時点における支給要件調査対象者について、同日現在において住所を有する市町村に対し、氏名、住所及び基礎年金番号等を通知する。

【市町村が行う作業】

国保連合会が毎年7月31日までの間で指定する日までに、当該年4月1日時点における給付金の受給資格者及びその世帯員に関する所得情報を、日本年金機構に提供する。

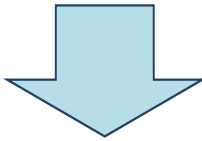
※市町村が行う所得の収録作業は、通知を受けてから概ね3-4週間以内に所得情報を収録することとしていますが国保連合会が指定する日までに所得情報の提供が間に合わない場合には、国保連合会と調整してください。

# 年金生活者支援給付金 所得確認方法のフローチャート

【施行時】

【年金受給者】

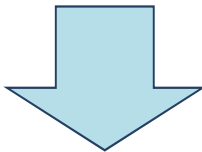
H31.4.1時点の年金受給者（支給要件調査対象者）



国保中央会ルート

取得した所得情報により支給要件を判定

国保中央会ルートエラー者  
(不適合者・転入者)



TA請求書

TA請求書の提出 → 認定

マイナンバー  
収録者

マイナンバー  
未収録者

情報連携

機構で、マイナンバー情報連携により所得情報を取得

情報連携では所得情報を得られない者

請求書及び  
所得状況届

所得状況届に所得証明書を添付する方法又は事実確認した旨の市町村の証明を受ける

→ 認定

請求書

請求書に、マイナンバーの記載(又は住民票の添付)を求める

公用照会（市町村による所得証明）

情報連携で所得情報が取得できない場合などに、機構から市町村に対し必要に応じて、紙媒体による所得証明を求める

【年金の新規請求者】

H31.4.2以降に基礎年金が裁定される者



請求書

年金請求書と一緒に、請求書を提出

↓ 老齢

国保中央会ルートにより所得情報を取得したH31.4.2～R2.6.30までの65歳到達者 → 認定

・障害、遺族  
・老齢（国保中央会ルートでは所得情報を得られなかった者）

情報連携

機構で、マイナンバー情報連携により所得情報を取得 → 認定

情報連携では所得情報を得られない者

所得状況届

所得状況届に所得証明書を添付する方法又は事実確認した旨の市町村の証明を受ける

→ 認定

# 所得の提供に関する留意事項（平成29所得情報データの提供事務等を踏まえて ①）

## ○ 市町村において所得情報を収録していただくに当たり、平成29年所得情報データの提供事務等を踏まえて、重要性が高い事項を取りまとめ、事務連絡として発出。

(1) 「市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について」

（平成31年3月13日付け地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）課長宛て事務連絡）

(2) 「市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について（その2）」

（令和元年5月31日付け地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）課長宛て事務連絡）

（抜粋：令和元年5月31日事務連絡）

### **第2 所得情報等提供データ作成時の入力誤り等の事務処理誤り防止について**

71通知作成時において、入力誤り等の事務処理の誤りを防止する観点から、設定表示「1」～「5」（詳細は次ページ）の件数等が、前回提出時点と著しく乖離した場合や件数の分布が偏っている場合は、システム運用に誤りがないか及びデータ入力作業に誤りがないか御確認いただき、必要に応じデータ内容の検証もお願いします。

### **第3 介護保険等の特別徴収対象者情報の活用について**

#### ① 介護保険等の特別徴収データを活用した本人特定

所得情報等の提供における個人の特定については、まずは、基礎年金番号により突合していただき、基礎年金番号を保有していない方については、本人特定のための4情報により突合することとしているところです。

基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行っていただくようお願いします。

#### ② 目視等による確認

①に係るシステムの対応がされていない市町村においては、日本年金機構（以下「機構」という。）から送付する所得情報提供依頼データ（以下「70通知」という。）内の対象者の本人特定に至らなかった方について、可能な範囲で、目視等により、その方が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答していただくようお願いいたします。

### **第4 受入エラーの対応について**

平成29年所得情報データ（71通知）を提出いただいた際、機構でデータの読み込みを行った時に、受入エラーが発生し、要件判定を行えないデータがありました。次の状態については、受入エラーとなりますので、御留意ください。

#### ① 日本年金機構から送付する所得情報等提供依頼データ（70通知）のデータ項目（4情報等）の変更、消去

機構から送付した70通知に収録された本人特定用の個人情報には、氏名、生年月日、性別及び住所がありますが、住民基本台帳上における4情報と異なっていたとしても修正をしないでください。その他、変更、消去不可の項目もありますので、詳細は媒体仕様書P27を御確認ください。

#### ② データ対象者の追加

市町村において、機構から送付した70通知へ対象者の追加はしないでください。

## 所得の提供に関する留意事項（平成29所得情報データの提供事務等を踏まえて ②）

- 参考：令和元年5月31日事務連絡の第2における所得設定表示「1」～「5」の詳細  
（抜粋）

「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（平成29年12月5日付け年管管発1205第3号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会—市町村間）」（以下「媒体仕様書」という。）でお示ししたのから変更はありません。

| コード値 |             | コード値の取扱い  |
|------|-------------|---|
| 1    | 未設定         | 「2」～「5」にも該当しないような場合。<br>※ 当該者を本人特定できない場合は、「1」ではなく「4」を入力すること。  |
| 2    | 設定済・把握している  | 当該者が存在し、かつ、当該者及び世帯全員の所得情報等（世帯課税に係る情報を含む。以下同じ。）を把握している場合。  |
| 3    | 設定済・把握していない | 当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも所得情報等を把握していない場合。<br>（例えば、1月1日時点で他市町村在住だったために所得情報等を把握できない者（転入者等））  |
| 4    | 設定済・該当者なし   | 当該者が存在しない場合。（市外転出、死亡等）  |
| 5    | 設定済・未申告者あり  | 当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも未申告者であることを把握している場合。<br>※ 所得情報設定表示1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合において、世帯内に所得情報等について、「把握していない」の方と「未申告」の方が共に存在するときは、「5」ではなく「3」を入力すること。 |

※所得情報設定表示1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合は。

※所得情報設定表示2（障害又は遺族の事務に係る所得情報等）を設定する場合には、当該者の状況のみにより、「1」～「5」を選択してください。同一世帯員に係る状況は不要です。

## 所得の提供に関する留意事項（認定時の支給要件の判定について）

- 日本年金機構は、国保中央会ルート、情報連携、所得状況届、公用照会のいずれかの方法により、所得・世帯情報を把握することとなる。このため、日本年金機構は把握した時点の所得・世帯情報を用いて支給要件の判定を行い、認定事務を実施する。
- したがって、所得・世帯情報の把握方法により、結果として、いつ時点の所得・世帯情報により支給要件が判定されるかが異なることとなるが、これを整理すると次のとおりとなる。

|   | 所得・世帯情報の把握方法 | 所得・世帯情報の時点  |
|---|--------------|---|
| ① | 国保中央会ルート     | 世帯情報：4月1日時点<br>所得情報：市町村における所得情報収録日時点                              |
| ② | 情報連携         | 日本年金機構が、情報連携により取得する情報の時点において、情報提供ネットワークシステムに登録されている情報を、市町村が登録した時点 |
| ③ | 所得状況届        | 市町村が証明を行った日時点   |
| ④ | 公用照会         | 市町村が照会の回答を行った日時点  |

※所得・世帯情報については、市町村から国保中央会ルートにより所得・世帯情報の提供を受けて支給要件の判定を行うことを想定しており、所得・世帯情報の変動が生じたことについて受給者に届出義務を課する規定等は設けられていない。

## 所得の提供に関する留意事項（世帯の判定日について）

### ○市町村が日本年金機構に提供する情報の世帯の判定日について

| 3月         |     |     | 4月     |    |    |    |    |    |
|------------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|
| 29日        | 30日 | 31日 | 1日     | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 |
|            | ▲   | ▲   |        |    |    |    |    | ▲  |
| 転出の届出日 異動日 |     |     | 転入の届出日 |    |    |    |    |    |

例：3月30日に転出の届出を行い、3月31日に引っ越ししたものの、転入の届出は4月6日に行われた場合

→国保中央会ルート of 所得情報の照会においては、世帯の判定日は基準日（4月1日）であり本来新しい市町村での世帯が基準となるが、届出日に基づき判定すると従前の市町村での世帯が基準となってしまう。

毎年4月1日を照会の基準日としており、市町村は当該基準日における世帯情報を提供することとなるが、基準日前に基準日後の転出予定の転出届を受理した場合や基準日後に基準日前の転入届を受理した場合についても世帯の判定日は基準日であることから、日本年金機構に対して可能な限り基準日における住所地の世帯情報の提供を行うこと。

### ○地方税法上の未申告者について

- 年金生活者支援給付金は、年金受給者の年金額と年金以外の収入の合計が一定額未満であることが受給のための要件となっている。加えて、老齢基礎年金受給者に対する給付金は、世帯非課税も要件となっている。
- 所得要件の確認のために、原則として市町村民税の課税情報を用いることとなるが、情報提供の対象者が税の申告を行っていない等の理由によりこうした情報を参照することが困難である場合には、改めて申告を求めず未申告として日本年金機構へ情報提供を行うものとする。

＜地方税法上、所得の申告義務がない者＞

地方税法上に、以下の**所得の申告義務を有しないものが規定**されている。

(地方税法第317条の2)

- ① 給与又は老齢年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は老齢年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの
  - ① 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの
- 日本年金機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、**未申告者を非課税者として取り扱う。**

# 所得の提供に関する留意事項（同一生計配偶者と16歳以上19歳未満控除対象扶養親族の取扱い）

同一生計配偶者  
(所得額が1,000万円以上の者の配偶者に限る。)

16歳以上19歳未満控除対象扶養親族

これらは障害・遺族年金生活者支援給付金の所得判定の際に、扶養親族等の数により所得基準額が加算されることとなっているが、税法上把握する必要のないものと整理されていることから把握できていない市町村が多い。

- 扶養親族等がないときは、前年の所得が462.1万円以下であること。
  - 扶養親族等があるときは、前年の所得が462.1万円＋扶養親族の数×38万円<sup>(注)</sup>以下であること。
- (注) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。



日本年金機構が所得要件を上回る所得を持つ者などに絞って所得審査の対象者に対して照会を行い、同一生計配偶者及び16歳以上19歳未満控除対象扶養親族の人数について把握に努める。